

◆所得金額

※以下の「令和7年中」で表す期間は、「令和7年1月1日から令和7年12月31日まで」の期間をいいます。

営業等	販売業、製造業、サービス業、建設業などの営業所得のほか外交員、ホステス、自由業などの所得。 必要経費：収入を得るために必要な経費に限られます。たとえば、生活費や所得税、市民税・県民税などは該当しません。	寡婦控除 ひとり親控除	【寡婦※女性のみ】控除額は26万円です。夫と死別(生死不明を含む)で事実婚状態でない方か、夫と離婚後事実婚状態ではない方で合計所得金額が58万円以下の扶養親族を有する方。 【ひとり親】控除額は30万円です。未婚・離婚・死別(生死不明を含む)の事実婚状態でない方で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(そのほかの扶養親族とされているものを除く)を有する方。													
農業	農作物の生産、栽培、家畜、家さんの育成、肥育による所得。 必要経費：肥料費、種苗費、農薬費、減価償却費、土地改良費など。															
不動産	貸家、賃間、貸アパート、貸ガレージ、貸地などによる所得。 必要経費：火災保険料、減価償却費、固定資産税、修繕費、借入金利子など。	障害者控除	あなたや控除対象配偶者(同一生計配偶者)、または扶養親族に障がいがある場合、控除を受けることができます。 控除額については右表のとおりです。													
配当	株式の配当金や出資の配当金などの所得。総合課税か分離課税か選択できます。		障がい者の範囲は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方や福祉事務所長の認定を受けた方などです。 ○福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」も適用可能													
給与	給料、賃金、賞与などの所得。給与所得の算出方法は以下(表1)のとおりです。また、所得金額調整控除については以下(表2)のとおりです。 (表1) <給与収入金額の合計額> <給与所得金額> <table border="1"> <tr><td>① 650,999円まで</td><td>0円</td></tr> <tr><td>② 651,000円から 1,899,999円まで</td><td>収入金額 - 650,000円</td></tr> <tr><td>③ 1,900,000円から 3,599,999円まで</td><td>収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.8 - 80,000円</td></tr> <tr><td>④ 3,600,000円から 6,599,999円まで</td><td>収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 3.2 - 440,000円</td></tr> <tr><td>⑤ 6,600,000円から 8,499,999円まで</td><td>収入金額 × 0.9 - 1,100,000円</td></tr> <tr><td>⑥ 8,500,000円から</td><td>収入金額 - 1,950,000円</td></tr> </table> <p>※給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計が10万円を超える場合、所得金額調整控除(表2)も参照。</p> (表2) 所得金額調整控除 <p>1. 給与等の収入金額が850万円を超える、次の(1)から(3)のいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合、☆1の所得金額調整控除額を給与所得から控除する。 (1)本人が特別障害者に該当する者 (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する者 (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者</p> <p>☆1 調整控除額 = (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%</p> <p>(注1)この控除は、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はない。</p> <p>2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、 給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、 ☆2の所得金額調整控除額を給与所得から控除する。</p> <p>☆2 調整控除額 = 給与所得控除後の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円) - 10万円</p> <p>(注2)上記1.の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除する。</p>	① 650,999円まで	0円	② 651,000円から 1,899,999円まで	収入金額 - 650,000円	③ 1,900,000円から 3,599,999円まで	収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.8 - 80,000円	④ 3,600,000円から 6,599,999円まで	収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 3.2 - 440,000円	⑤ 6,600,000円から 8,499,999円まで	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	⑥ 8,500,000円から	収入金額 - 1,950,000円	控除区分	等級	控除額
① 650,999円まで	0円															
② 651,000円から 1,899,999円まで	収入金額 - 650,000円															
③ 1,900,000円から 3,599,999円まで	収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.8 - 80,000円															
④ 3,600,000円から 6,599,999円まで	収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 3.2 - 440,000円															
⑤ 6,600,000円から 8,499,999円まで	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円															
⑥ 8,500,000円から	収入金額 - 1,950,000円															
	勤労学生控除	普通障害者	(身体) 3級以下 (精神) 2~3級 (療育) B (戦傷病) 第4項症以下	26万円												
配偶			特別障害者	(身体) 1・2級または寝たきり (精神) 1級 (療育) A (戦傷病) 特別項症～第3項症	30万円 53万円											
					○福事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」も適用可能											
雑	【公的年金等】年金や恩給などの所得。 所得金額は右表の式で算出します。 65歳以上の方…昭和36年1月1日以前生 65歳未満の方…昭和36年1月2日以後生 ※公的年金等に係る雑所得金額の算出可能な最低所得は0円となります。 計算の結果、算出額が0円を下回る場合、公的年金等に係る雑所得金額は0円です。 【業務】印税・原稿料・講演料 ・ネット個人取引・食料品配達などの副収入 ・シルバー人材センター、工賃などの所得。 ・太陽光発電設備による売電収入(自宅分) 【その他】生命保険の年金(個人年金保険)などの業務以外のものによる所得。	配偶者控除 (同一生計配偶者)	あなたが大学、高校などの学生で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合は、26万円の控除を受けることができます。専修学校等の生徒であるときは、履修課程の証明書の写し及び在学証明書が必要です。	あなたの合計所得金額	一般 33万円 控除額 38万円											
			あなたと生計を一にする配偶者で、その配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合は、控除を受けることができます。控除額については右表のとおりです。 ただし、令和7年中のあなたの合計所得金額が1,000万円を超えると控除は適用されませんが、合計所得金額が58万円以下の配偶者(同一生計配偶者)が障害者手帳をお持ちの場合、障害者控除を受けることができます。 ※内縁関係、ほかの方の扶養親族とされる方、青色・白色専従者は除きます。	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下	32万円 22万円 11万円											
総合課税の譲渡	営業権、特許権、車輌、機械器具などの譲渡による所得。(土地や建物など分離課税される資産以外の資産)	配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者を有し、あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合は、控除を受けることができます。 控除額については右表のとおりです。	配偶者の合計所得金額	納稅者本人の合計所得金額											
	一時 保険等の満期払戻金、賞金、懸賞当選金、競馬などの払戻金のような一時的な所得。		※内縁関係、控除対象配偶者、ほかの方の扶養親族とされる方、青色・白色専従者は除きます。	900万円以下 900万円超 950万円以下 1,000万円以下	900万円超 11万円 950万円超 11万円 1,000万円以下											
※事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳未満を除く)で、あなたの事業に令和7年中に6ヶ月を超える期間従事した方。 1人につき配偶者最高86万円、その他の親族最高50万円が控除されます。(配偶者控除、扶養控除を受ける方は除かれます。)															
◆所得から差し引かれる金額																
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料(健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、厚生年金、農業者年金保険料など)であなたが令和7年中に支払った金額が控除されます。	扶養控除	扶養の種類	控除額												
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金や個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金で令和7年中に支払った金額が控除されます。		一般の扶養親族 (S31.1.2～H15.1.1生、H19.1.2～H22.1.1生)	33万円												
生命保険料控除	受取人があなたかあなたの配偶者、その他の親族となっている生命保険契約及び介護医療保険契約、個人年金保険契約について、令和7年中にあなたが支払った保険料の金額を、以下の計算式で控除額に算出できます。 (新制度) 平成24年1月1日以降の継続分	特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額	控除額												
	(旧制度) 平成23年12月31日以前の継続分		58万円超 95万円以下 95万円超 100万円以下 100万円超 105万円以下 105万円超 110万円以下 110万円超 115万円以下 115万円超 120万円以下 120万円超 125万円以下 125万円超 130万円以下 130万円超 133万円以下 133万円超 0円	45万円 41万円 31万円 21万円 18万円 14万円 16万円 11万円 6万円 3万円 0円												
	一般的保険料(生命・介護医療・個人年金)それぞれに適用	16歳未満の扶養親族	扶養の種類	控除額												
	支払った保険料の金額		扶養の種類	控除額												
	12,000円以下	特定親族特別控除	一般の扶養親族	33万円												
	12,000円超 32,000円以下		特定扶養親族 (H15.1.2～H19.1.1生)	45万円												
	(支払った保険料の金額) × 1/2 + 6,000円		老人扶養親族 (S31.1.1以前生)	38万円												
	32,000円超 56,000円以下		老人扶養親族 (同居老親等以外の者)	45万円												
	(支払った保険料の金額) × 1/4 + 14,000円															
	56,000円超															
	一律に28,000円															
	一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)あわせて最高限度額70,000円															
	一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)あわせて最高限度額70,000円															
地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火または津波などを原因とする火災、損壊などによる損害額を補填する契約の保険料や共済掛金について、令和7年中に支払った金額を右表の計算式で控除額に算出できます。	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額												
	① 地震保険契約	支払った保険料の金額 × 1/2(25,000円限度)														
	② 旧長期損害保険契約	5,000円以下	支払った保険料の金額													
	※経過措置で18.12.31までの契約に限ります。	5,000円超 15,000円以下	(支払った保険料の金額) × 1/2 + 2,500円													
		15,000円超	一律に10,000円													
	①、②の両方がある場合	①、②のそれぞれの計算した金額の合計額(最高限度額25,000円)														
	一般的の保険料(生命・介護医療・個人年金)あわせて最高限度額70,000円	①の保険契約で①②両方の契約に該当する場合、いずれか一つの契約のみ対象														
◆税額から差し引かれる金額																
		寄附金税額控除	あなたが福島県共同募金会、日本赤十字社福島県支部及び県・市が条例で定めた施設等に対して寄附をした場合には、寄附金額か総所得金額等の30%のどちらか低い方の金額から、2千円を差し引き10%を乗じた額が控除額となります。 また、総務大臣の指定を受けた都道府県・市町村又は特別区に対して寄附をした場合(ふるさと納税など)には、(寄附金額-2千円) × (90%-所得税の限度税率)で算出した額が加算されます。(所得割額の2割が限度です)	控除額												